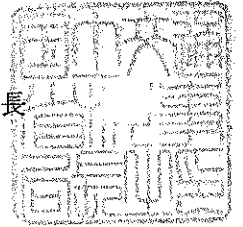




国海産第466号
平成27年12月10日

一般社団法人
日本船舶品質管理協会会長 殿

国土交通省海事局長



日本工業規格の制定及び改正について

標記について、別紙のとおり平成27年12月10日付で日本工業規格が制定及び改正されたので、通知します。



日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年12月10日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年12月10日

国土交通大臣 石井 啓一

記

1. 制定された日本工業規格

船舶及び海洋技術－船舶の防汚方法に関するリスク評価－第1部：船舶の防汚方法に用いる殺生物性活性物質の海洋環境リスク評価法	F 0 6 0 0－1
船舶及び海洋技術－船舶の防汚方法に関するリスク評価－第2部：殺生物性活性物質を用いた船舶の防汚方法の海洋環境リスク評価法	F 0 6 0 0－2
船用電気設備－リチウム二次電池を用いた蓄電池設備	F 8 1 0 2

2. 改正された日本工業規格

船用こし器の検査通則	F 7 2 0 0
船舶及び海洋技術－船用磁気コンパス、ビナクル及び方位測定具	F 9 1 0 1

(内容省略)

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、国土交通省海事局船舶産業課においても閲覧に供する。